

太宰府市高齢者施設等物価高騰対策支援金給付事業に関するQ & A

Q 1 この事業の目的は何ですか。

A 1 エネルギー・食料品価格等の物価高騰により負担が生じている高齢者施設等に対し、電気代、食材費の上昇分相当額を支援することにより、介護サービスの質を確保するよう、支援金を給付するものです。

Q 2 区分ごとの支援金はどうやって決まったのですか。

A 2 福岡県が実施している「福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金（介護分）」の額と同額としています。

Q 3 入所系、通所系は定員ですが、訪問系が事業所単位の理由は何ですか。

A 3 入所系・通所系は、定員によって事業所の規模が異なり、運営費等に差が生じるため、それぞれの定員を単位としています。訪問系は定員がないため、事業所単位としました。
なお、福岡県が実施している「福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金（介護分）」も同様です。

Q 4 上昇相当分をどう区分しますか。

A 4 実績報告書に記載していただく事業所ごとの総額が、今回の支援金の額を超えていれば上昇相当分とみなします。

Q 5 同一法人内に複数の事業所があり、光熱費等を一括で支払っているため、事業所ごとの明細を出すことができない場合は、どのように按分したらよいですか。

A 5 この場合は、実績額の合計が今回の支援金の額を超えていれば可能とします。同一法人内に福岡県が指定する事業所がある場合は、法人内で適宜按分してください。

Q 6 支援金の使途の制限（活用方法）について教えてください。

A 6 介護サービスを提供するための電気代、施設等で提供する食事に係る食材費に充ててください。

電気代：令和7年7月～9月および令和8年1月～3月の6か月間

食材費：令和7年12月～令和8年3月の4か月間

※事業所の運営に関係がない費用（職員の飲食代等）は、認められません。

Q 7 支援金を人件費に使用することはできますか。

A 7 今回の支援金の目的に沿って、物価高騰によるQ6のものを対象とします。

Q 8 支援金の使い方について全従事者に公表することが給付の条件になりますか。

A 8 特に公表までは求めませんが、適切に運用されていないことが判明した場合は、給付した支援金を全額返還していただきます。

Q 9 同じ事業所で、介護サービスと併せて障がい福祉サービスを提供していますが、介護分と障がい分それぞれ対象となりますか。

A 9 同じ事業所で、介護サービスと併せて障がい福祉サービスを提供している事業所等は、介護分で申請をお願いします。

Q 10 支援金はいつ振り込みされますか。

A 10 振込口座の確認等のため、まずは、「(様式第 1 号) 太宰府市高齢者施設等物価高騰対策支援金給付申請書」を提出していただく必要があります。その上で、申請内容に問題がなければ、申請書の受理後、1ヶ月程度で指定された口座に支援金を振り込みます。

Q 11 申請書はいつまでに提出する必要がありますか。

A 11 令和 8 年 3 月 2 日までに申請してください。

Q 12 添付資料はどのようなものが必要ですか。

A 12 Q 6 の対象期間のうちいずれかの月の電気料金請求書等の写し（高圧電力又は低圧電力受電を受電している事業所・施設であることが分かるもの）を添付してください。ただし、前回申請時から電気の種類に変更がない場合、添付書類は不要です。

Q 13 高圧電力とはどのような電力のことですか。

A 13 本支援金では、高圧電力とは契約電力が 50 k w 以上、または供給電圧が 6,000 V 以上の電力のことを指します。

Q 14 訪問系の事業所に電気区分がない理由を教えてください。

A 14 訪問系の事業所は、業務の大部分を事業所外で行っていることから、電気使用量は一般家庭と同等であるとみなし、低圧単価で一律に支援します。

Q 15 申請の結果、支援金の給付が受けられるようになった場合、書面でのお知らせ（例えば「給付決定通知書」）は届きますか。

A 15 給付決定通知書は発行しません。支援金の振込をもって、決定に代えさせていただきます。

なお、申請書の受理を確認するための書類が必要な事業者は、申請書の写しに收受印を押印したもので代えますので、申請書の写し及び必要額の切手を貼り付けた返信用封筒を添付してください。

Q 16 支援金の給付を受けて、完了後に市への報告（例えば「実績報告」の提出）が必要ですか。

A 16 適正な使用を確認させていただくため、実績報告書を令和 8 年 3 月 31 日までに提出をお願いします。提出いただいた実績報告書をもとに市からお問い合わせをする可能性もあります。その際にご協力をお願いします。